

「非課税口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
1. (略)	1. (同左)
2. 非課税口座開設届出書等の提出等	2. 非課税口座開設届出書等の提出等
(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」 (追加) をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」 (追加) をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
(略)	(同左)
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (同左)
(7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座 (追加) が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合 (追加) 、当該非課税口座に該当しない口座 (追加) で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。	(7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座 または非課税口座に設定した勘定が重複している ことが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合 または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場

旧	新
<p>① 非課税口座に該当しないこととなった口座（追加）で行っていた取引については、その開設（追加）のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>② 非課税口座に該当しないこととなった口座（追加）で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいだきません。</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなった口座（追加）を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>(8) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設（追加）ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る朝日投信 WEB の利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。</p> <p>3. ~ 3 の 2. (略)</p> <p>3 の 3. 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (略)</p>	<p>合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</p> <p>① 非課税口座に該当しないこととなった口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>② 非課税口座に該当しないこととなった口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった勘定で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいだきません。</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなった口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>(8) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日までは、当該非課税口座に係る朝日投信 WEB の利用（投資信託の募集または買付の申込み、定時定額購入取引に係る契約の申込み等）はできません。</p> <p>3. ~ 3 の 2. (同左)</p> <p>3 の 3. 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (同左)</p>

旧	新
<p>(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の4. ~17. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成 25 年 7 月 制定) (平成 27 年 1 月 改正) (平成 28 年 1 月 改正) (平成 28 年 7 月 改正) (平成 29 年 6 月 改正) (平成 29 年 11 月 改正) (平成 31 年 1 月 改正) (令和 2 年 3 月 改正) (令和 3 年 4 月 改正) (令和 5 年 1 月 改正) (令和 5 年 11 月 改正) (令和 6 年 1 月 改正) (令和 7 年 4 月 改正) (令和 7 年 12 月 改正)</p>	<p>(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、当該通知書または届出書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該通知書または届出書の提出があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の4. ~17. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (平成 25 年 7 月 制定) (平成 27 年 1 月 改正) (平成 28 年 1 月 改正) (平成 28 年 7 月 改正) (平成 29 年 6 月 改正) (平成 29 年 11 月 改正) (平成 31 年 1 月 改正) (令和 2 年 3 月 改正) (令和 3 年 4 月 改正) (令和 5 年 1 月 改正) (令和 5 年 11 月 改正) (令和 6 年 1 月 改正) (令和 7 年 4 月 改正) (令和 7 年 12 月 改正) (令和 8 年 1 月 改正)</p>